



区議会第1回臨時会 新しい議会構成が決まりました

第1回臨時会が5月30日に開かれました。
本会議では議長、副議長の辞職に伴い、議長、副議長の選挙が行われ、議長に若林清子議員、副議長に武藤文平議員が選出されました。このほか、各常任委員会・議会運営委員会委員の選任と各特別委員会委員の選任が行われました(各委員会の構成は4面に掲載しています)。

議長・副議長 就任あいさつ



議長
若林 清子



副議長
武藤 文平

私たちは、第1回臨時会におきまして、議員多数のご推挙により、議長、副議長に就任いたしました。身に余る光栄であり、その職責の重大さに、あらためて身の引き締まる思いでございます。

地方分権の推進に伴い、区の役割は拡大し、また、区民ニーズも多様化、複雑化しております。

このような中、区では「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向け、健康づくりや福祉の充実、子育て支援、教育環境の整備、産業振興、防犯・防災対策、環境対策など区政の重要課題に積極的に取り組んでおります。

区議会といたしましても、区政の執行を監視するとともに、積極的な政策提言を通じて、区の発展に取り組む、区民の皆様の期待に応えられるよう、最善を尽くして参ります。

今後とも区民の皆様のご支援とご協力を心からお願ひ申し上げます、就任のあいさついたします。

第1回臨時会日程

5月30日

本会議
各常任委員会
議会運営委員会
各特別委員会

議案の審議結果

平成20年第1回臨時会
○賛成 ×反対 -出席
太字は討論のあったことを示す

議案番号・議案名	会派名・結果 (数字は会派人員)						結果
	自由民主党 荒川区議会議員団	公明党 荒川区議会議員団	日本共産党 荒川区議会議員団	民主党・市民の会	あらかわ元気クラブ 会	尚志 会	
議員提出議案 (2件)							
第3号 震災対策・危機管理調査特別委員会設置について	○	○	○	○	○	○	可決
第4号 拠点開発調査特別委員会設置について	○	○	○	○	○	○	可決
区長提出議案 (2件)							
報告第1号 荒川区特別区税条例の一部を改正する条例の専決処分について	○	○	○	○	○	○	承認
同意第1号 荒川区監査委員の選任同意について(服部敏夫議員)	○	○	×	×	-	○	同意

4面

議会構成
常任委員会
議会運営委員会
特別委員会
各会派の構成

3面・2面

議会のしくみ
議会の役割
議会の仕事
請願・陳情の提出方法
会議のあらまし
区議会を知るには
議会のあり方についての答申

掲載記事のご案内

議会のしくみ

議会の役割

区議会は、区民の皆さんから選挙によって選ばれた議員で構成され、区の重要な事柄について意思決定を行う機関です。

区議会と区長

区議会は区民生活に関わる重要なことを決定することから議決機関と呼ばれています。
区長は議会の議決等により決定された事柄を尊重して執行することから執行機関と呼ばれます。

区議会議員も区長も、区民の直接選挙で選ばれます。
区議会と区長はそれぞれ独立した権限を持ち、お互いけん制し、調和を図ることで豊かな区民生活の実現を図ります。

議会の権限

選挙で選ばれた議員は、区民の代表として区民生活に係る幅広い問題を慎重に審議し、どのように対処していくかを決定し、区民生活の向上に努めています。区議会の権限は、条例の制定・改廃のほか、予算の議決、決算の認定、請願・陳情等の審査があります。

区議会議員

区議会議員の任期は4年です。荒川区議会議員の定数は、区の人口に基づき、地方自治法により、34人を上限として、条例で定めることとされています。平成14年10月に条例の改正が行われ、現在の議員定数は32人となっています。

議長と副議長

議長・副議長は議員の中から選挙で選ばれます。
議長は、本会議の開会、閉会を宣言するなど議事の整理などを行います。また、対外的に区議会を代表します。
副議長は、議長が欠けたとき、不在のときに議長の職務を代行します。



議会の仕事

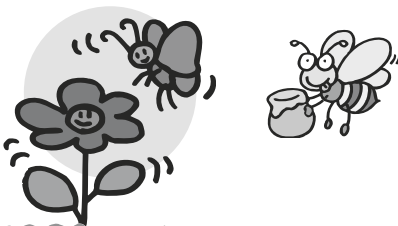
議決

区議会の仕事で、重要でしかも代表的なものは、区長や議員から提出された議案などを審議して、その可否を決めることです。これを議決といいます。
議会で議決する事項は、法律で定められており、その主なものは、次のとおりです。

- 条例の制定、改正または廃止すること。
- 予算を定めること。
- 決算を認めること。
- 区の税金に関すること。
- 使用料や手数料などに関すること。
- 予算価格1億8千万円以上の工事や、ものをつくる契約を締結すること。
- 不動産を信託すること。
- 予定価格2千万円以上のものの取得や処分をすること（土地は、5000㎡以上）。
- 負担付きの寄附や贈与を受けること。
- 法律や政令または条例で定められていることを除いて、区の権利を放棄すること。
- 重要な公の施設を長期間、独占的に利用させること。
- 損害賠償の額を定めること。

意見書・要望書の提出

区民の暮らしに関することでも、区の方だけでは解決できないことがあります。このようなとき、国や都などに対して問題点の改善を求め、意見書や要望書を提出します。



請願・陳情の提出方法

請願・陳情とは

請願・陳情は、区政に関する意見や要望を、議会に対して文書で提出する制度です。
受理された請願・陳情は、本会議で所管の委員会に付託され、慎重に審査されます。審査の結果、結論が出たものは、本会議で議決を行います。

提出方法

- 提出できる人
区民だけでなく、区外の方、外国人の方など、どなたでも提出できます。
- 提出時期
いつでも提出できます。
- 請願（陳情）書の書き方
次の事項を必ず書いてください。
① 題名
「○○の促進を求める請願（陳情）」のように、できれば「何をどうしてほしい」という表現にしてください。
- ② 紹介議員の署名（陳情書は不要）
- ③ 請願（陳情）の趣旨
要旨を明瞭・簡潔に書いてください。
- ④ 請願（陳情）の理由
請願（陳情）を出すに至った経緯と目的を詳しく書いてください。
- ⑤ 提出年月日
- ⑥ 請願（陳情）者の住所、氏名、押印、連絡用の電話番号
2人以上で出す場合は、それぞれの住所、氏名を書き、押印をして、代表者を定めてください。また、提出者が大勢いる場合は、署名簿を作成して一緒に提出し、代表者の横に署名者数を記載してください。
- ⑦ あて先（荒川区議会議長）

請願（陳情）書 書式（例）

提出 年 月 日

（請願・陳情者代表者氏名）
住所・電話
氏名 ○○○○印
外名

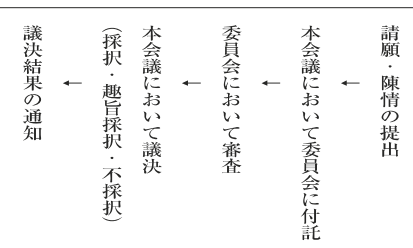
理由
.....
.....

荒川区議会議長 ○○○○殿

印（訂正印）

署名簿（例）

氏名	住所	印
.....
.....
.....



なお、郵送または代理人が提出した陳情（陳情者が自身等の障害のため提出できない場合を除く）や私人間の紛争に関する陳情などは審査されず、参考配付のみとなる場合があります。
詳しくは議会事務局までお問い合わせください。 内線3615

会 議 の あ ら ま し

定例会と臨時会

議会は、定例会及び臨時会の会期中にその活動を行います。

定例会は、付議事件の有無に関わらず、毎年4回(2月、6月、9月、11月)招集され、臨時会は、特定の事件について必要がある場合に招集されます。

定例会及び臨時会の招集は、区長が行います。会期は、本会議初日に議会の議決で決定されます。

なお、臨時会については、議会運営委員会の議決を経て議長から招集請求があるときや、議員定数の4分の1以上の議員から招集請求があるときも、区長は招集しなければならぬとされています。

本会議

本会議は、区議会の意思を決定する重要な会議です。区の重要な事柄についての決定は、すべてこの本会議で行います。

定例会では、通常、区政全般にわたり、一般質問が行われます。

委員会

区の仕事を幅広い分野にわたっており、内容も複雑で専門化しているため、少数からなる委員会を設置し、専門的に詳細な審査を行っています。委員会は、議会の補助的機能を持つ機関です。

委員会の活動は、議会の会期中に限られるのが原則ですが、その会期中に結論を得られなかった事件については、議会の議決により

閉会中でもこれを継続審査できます。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

常任委員会は、区の事務の部門別に4つの委員会(総務企画委員会、文教子育て支援委員会、福祉、区民生活委員会、建設環境委員会)が設置されています。これらの常任委員会は、その部門に属する事務の調査を行い、本会議で付託された条例などの議案、請願、陳情等を審査します。なお、各議員は必ずいずれかの常任委員になるものと法律で決められており、各常任委員の任期は条例で1年と定められています。

議会運営委員会は、①議会の運営に関する事項、②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項を調査するとともに、議会に関する議案、請願、陳情等を審査します。委員の任期は、条例で1年と定められています。

特別委員会は、臨時的な事件、特に重要な事件等を審査するために、議会の議決により設置されます。特別委員会は、議会の議決により付託された事件を審査し、その審査が終わるまで存続します。

現在、震災対策・危機管理調査特別委員会、拠点開発調査特別委員会、観光・文化推進調査特別委員会が設置されています。また、区会の予算や決算を審査する場合にも、特別委員会が設置されます。

議案の成立まで

所定の手続きを経て議会で提出された議案は、通常、委員会で審査され、その結果を参考に、本会議で議決されます。

議案の提出から議決までの流れは、おおむね次のとおりです。

提出

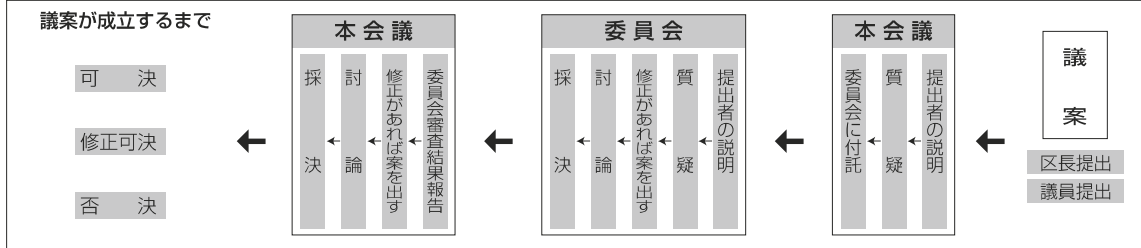
議案には、区長が提出するものと議員が提出するものがあります。議員が提出する場合は、意見書、決議などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要となります。提出された議案については、本会議で内容や提案した理由について、提出者が説明を行います。

審議

議案の内容などに関する審査は、原則として常任委員会に任せられます(付託と呼ばれます)。ただし、特に急がれるものは、委員会審査を省略して本会議で議決することもあります。委員会での審査が終了したときは、委員長から議長に審査結果が報告されます。

議決

各委員会で審査結果が出るのと、議長は、本会議を開き、審査結果を参考にしながら、議案を議決します。その結果、可決された議案が成立することになります。



区議会を知るには

議会を傍聴する

本会議、委員会は傍聴することができます。区議会を傍聴することは、区民の皆さんが区議会の活動を知る身近な方法です。

本会議、委員会を傍聴するには、傍聴券が必要です。当日に区役所5階の議会事務局で交付を受けてください。なお、定員(本会議80人、委員会15人)を超えた場合は、抽選になりますので、ご了承ください。

各会議の日程は、区議会ホームページに随時掲載しています。なお、日程等については、予定であり、変更となる場合がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ 内線3614

お問い合わせ 内線3614

お問い合わせ 内線3614

区議会だよりを読む

本会議の審議内容を要点にまとめたものを各定例会、臨時会ごと

「高度化・専門化・技術化する行政に対応した議会のあり方について」の第一次答申が提出されました

執行機関への監視機能の強化政策提言に必要な機能の強化を図るため、議長から議会運営委員会に対して諮問が行われた「高度化・専門化・技術化する行政に対応した議会のあり方について」の第一次答申が、5月16日に議長に提出されました。

ホームページを見る

荒川区議会では、ホームページを開発し、議事内容や会議の開催予定など、区議会に関する様々な情報を掲載しています。

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kugikai/

お問い合わせ 内線3616

会議録を閲覧する

会議での発言内容は会議録としてまとめられています。本会議録は、区役所2階の情報提供コーナー、各区立図書館で閲覧することができます。また、平成13年5月以降のものは、荒川区議会のホームページにも掲載しています。

ホームページにも掲載しています。

お問い合わせ 内線3614

ケーブルテレビ

予算に関する特別委員会、第1回定例会、決算に関する特別委員会(第3回定例会)で行われる総括質疑(各会派の代表が予算または決算全般にわたり質疑を行うものです)の模様を録画、編集したものをケーブルテレビマイチャネルあらかわ(5CH)で放映しています。放映日程は、区議会ホームページでお知らせいたします。また、すでに放映されたものをご覧になりたい方には、各区立図書館、広報課でビデオを貸し出します。

お問い合わせ 内線3614

引き続き調査を行う事項について

委員会について
議会事務局の体制整備について
議員の身分確立・保障などについて
その他



5月16日、菅谷議会運営委員長より竹内議長に答申が提出されました

議長
若林 清子
副議長
武藤 文平

議会構成

常任委員会

委員長
副委員長
理事 5月30日現在

総務企画委員会 8人

<総務企画部、管理部、産業経済部、収入役室、選挙管理委員会及び
監査委員に関する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項>



①守屋 誠 (自民) ②戸田 光昭 (公明) ③志村 博司 (自民) ④秋野 勝 (公明)
⑤横山 幸次 (共産) ⑥竹内 捷美 (自民) ⑦斉藤 泰紀 (自民) ⑧瀧口 学 (民主・市民)

文教・子育て支援委員会 8人

<教育委員会及び子育て支援部に関する事項>



①鳥飼 秀夫 (自民) ②小島 和男 (共産) ③茂木 弘 (自民) ④中村 尚郎 (公明)
⑤斉藤 裕子 (元気) ⑥服部 敏夫 (自民) ⑦鈴木 堅之 (自民) ⑧斉藤 邦子 (共産)

福祉・区民生活委員会 8人

<福祉部、健康部及び区民生活部に関する事項>



①保坂 正仁 (公明) ②北城 貞治 (自民) ③並木 一元 (自民) ④吉田 詠子 (公明)
⑤安部キヨ子 (共産) ⑥若林 清子 (自民) ⑦清水 啓史 (民主・市民) ⑧浅川 喜文 (正論)

建設環境委員会 8人

<環境清掃部、都市整備部及び土木部に関する事項>



①相馬 堅一 (共産) ②須永 京子 (自民) ③菅谷 安男 (自民) ④武藤 文平 (公明)
⑤瀧野 喜代 (民主・市民) ⑥小坂 眞二 (自民) ⑦小林 行男 (共産) ⑧小坂 英二 (尚志)

議会運営委員会

10人

- ①議会運営に関する事項
- ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ③議長の諮問に関する事項

①菅谷 安男 ②志村 博司 ③小坂 眞三 ④横山 幸次 ⑤瀧口 学 ⑥若林 清子 ⑦小坂 眞二 ⑧菅谷 安男 ⑨小坂 眞三 ⑩菅谷 安男

特別委員会

震災対策・危機管理調査特別委員会 11人

- ①大震災対策に関すること
- ②危機管理に関すること
- ③新型インフルエンザ対策に関すること

①小林 行男 ②志村 博司 ③志村 博司 ④志村 博司 ⑤志村 博司 ⑥志村 博司 ⑦志村 博司 ⑧志村 博司 ⑨志村 博司 ⑩志村 博司 ⑪志村 博司

拠点開発調査特別委員会 11人

- ①旭電軌跡地利用に関すること
- ②三河島駅前北地区の再開発に関すること
- ③旧道瀧山中学校跡地利用に関すること

①茂木 弘 ②茂木 弘 ③茂木 弘 ④茂木 弘 ⑤茂木 弘 ⑥茂木 弘 ⑦茂木 弘 ⑧茂木 弘 ⑨茂木 弘 ⑩茂木 弘 ⑪茂木 弘

観光・文化推進調査特別委員会 10人

- ①観光振興に関すること
- ②文化施策の推進に関すること

①小坂 眞二 ②小坂 眞二 ③小坂 眞二 ④小坂 眞二 ⑤小坂 眞二 ⑥小坂 眞二 ⑦小坂 眞二 ⑧小坂 眞二 ⑨小坂 眞二 ⑩小坂 眞二

幹事長 あらかわ正論の会 浅川 喜文 1人	幹事長 尚志会 小坂 英二 1人	幹事長 あらかわ元氣クラブ1人 斉藤 裕子	副幹事長 清水 啓史	幹事長 民主党・市民の会 瀧口 学 3人 小島 和男 相馬 堅一 斉藤 邦子 安部キヨ子 小林 行男	幹事長 日本共産党 荒川区議会議員団 武藤 文平 6人 戸田 光昭 中村 尚郎 吉田 詠子 保坂 正仁 萩野 勝	副幹事長 公明党 荒川区議会議員団 志村 博司 6人 須永 京子 鈴木 堅之 鳥飼 秀夫 守屋 誠 北城 貞治 並木 一元 服部 敏夫 竹内 捷美 若林 清子 茂木 弘 斉藤 泰紀	副幹事長 自由民主党 荒川区議会議員団 菅谷 安男 14人 小坂 眞三 菅谷 安男	各派の構成 5月30日現在
-----------------------------	------------------------	-----------------------------	---------------	---	--	--	--	------------------